

第18次募集 地域おこし協力隊 ロードマップ

<総合政策部 政策推進課>

| | |
|-----|---|
| テーマ | 移住案内人～移住希望者が集まる街へ～ |
| 目的 | 地域住民が忘れかけている、街の潜在的な良い所を発信し郷土愛の醸成を促すとともに、SNSへの投稿を通して移住希望者への認知度アップを目指す。 |

1. 求める人物像

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 性格 | 明るく、コミュニケーションが円滑に行え、地域に溶け込んで活動ができる方 |
| その他 | 情報発信に興味がある方、カフェ、飲食店に興味がある方 |

2. 必要な資格等

| | |
|-----|---|
| 資格 | 普通自動車運転免許（AT限定可）、Word、Excelなどの基本操作スキル、InstagramなどのSNSの操作スキル（業務内で覚えて頂きます。） |
| その他 | 移住希望者へ市の移住情報の説明を行っていただくので、話すことに抵抗のない方。 |

3. 活動目標

| | |
|-----|---|
| 1年目 | ① あいさつ回り、地元住民との関係構築、地域のイベントへの参加 ② 市内各所の取材と取材に基づく記事の作成（大田原通信 月1回） ③ SNSによる情報発信（飲食店、移住情報） ④ 移住相談業務 |
| 2年目 | ① 市内各所の取材と取材に基づく記事の作成（大田原通信 月1回） ② SNSによる情報発信 ③ 地域イベントの実施（伝統工芸の体験企画など） ④ 移住相談業務 |
| 3年目 | ① 市内各所の取材と取材に基づく記事の作成（大田原通信 月1回） ② SNSによる情報発信 ③ 移住相談業務 ④ 任期後の定着のための準備（起業準備、就職活動等） |

4. 進路イメージ

| | |
|-----|--|
| 独立 | 3年間の経験を活かした地域ビジネスの創業（地域メディアの創業、SNSアドバイザー、移住体験ビジネス）、空き店舗を活用したカフェの開業など |
| 就職 | 地元企業への就職 |
| その他 | 事業承継 |

5. 活動スケジュール

| | | 1年目 | | | |
|-------|------------|--|---------|-----------|------|
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 協力隊活動 | 業務 | あいさつ回り | 移住相談会出展 | 協力隊員と情報交換 | |
| | | 移住相談業務 | | | |
| | | 大田原通信の作成、SNSによる情報発信 | | | |
| 日常生活 | 個人 | 地域や関係者、地域おこし協力隊員と交流を深める | | | |
| | 参加 地域行事 | 年間を通じてイベントに参加し、情報発信につなげる 例) 屋台まつり、与一まつり、大縄引き、くろばね夏まつりなど | | | |
| | | 2年目 | | | |
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 協力隊活動 | 業務 | 移住相談業務 | | | |
| | | 大田原通信の作成、SNSによる情報発信 | | | |
| | | 地域イベントの実施 | | | |
| 日常生活 | 個人 | 地域や関係者、地域おこし協力隊員と交流を深める | | | |
| | 参加 地域行事 | 年間を通じてイベントに参加し、情報発信につなげる 例) 屋台まつり、与一まつり、大縄引き、くろばね夏まつりなど | | | |
| | | 3年目 | | | |
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 協力隊活動 | 業務 | 移住相談業務 | | | |
| | | 大田原通信の作成、SNSによる情報発信 | | | |
| | | 2年間の経験、人脈を生かした地域ビジネスの創業準備 | | | |
| 日常生活 | 個人 | 地域ビジネスの創業に向けた準備 | | | |
| | 参加 地域行事 | 年間を通じてイベントに参加し、情報発信につなげる 例) 屋台まつり、与一まつり、大縄引き、くろばね夏まつりなど | | | |

※地域ビジネスの例・・・空き店舗を活用した事業展開、宿泊施設の経営、高齢者向け移動式買い物サービス、暮らしのサポート事業などがあります。地域ビジネスを展開するには地域の人とネットワークを広げさまざまな人と交流することが重要です。また、どのような分野で地域の課題があるのか探り、ビジネスモデルを検討する必要があります。

6. その他

| | |
|-----|--|
| 自動車 | 公務で使用可能な車両を準備いたします。 |
| | 定住後の生活等を鑑みて、可能な限り自己所有の私用車を準備していただくことを推奨します。 |
| 住居 | 住居については、月額 50,000 円を限度に補助いたします。 |
| | 限度額を超える部分は自己負担となります。 |
| | ※住居については大田原市が借主となり契約します。 ※住宅使用料として、一部負担金が発生します。 |